

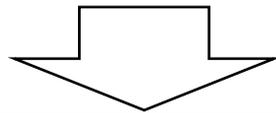
化学物質対策の動向について

令和3年1月28日
大臣官房環境保健部

i) 令和2年度の化審法に係る化学物質審査小委員会の審議状況について

化審法第56条において、環境大臣は、新規化学物質に係る判定や規制対象物質の指定等を行おうとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴くこととされていることを受け、化学物質審査小委員会は、新規化学物質の事前審査 (P. 2~3) や 一般化学物質のスクリーニング評価 (P. 5~6) ・ リスク評価 (P. 7) など同法の重要な事項に関する調査審議を行っている。

注: 厚生労働大臣、経済産業大臣も、各所管の審議会の意見を聴くこととされている。



化学物質審査小委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度はweb会議等でこれまでに10回開催。

化学物質審査小委員会委員

(委員長)

白石寛明 国環研名誉研究員

青木康展 国環研リスクセンターフェロー

石塚真由美 北海道大学大学院教授

稲寺秀邦 富山大学教授

小山次郎 鹿児島大学名誉教授

鈴木規之 国環研リスクセンター長

田辺信介 愛媛大学特別栄誉教授

山本裕史 国環研リスクセンター副センター長

吉岡義正 元大分大学教授

和田 勝 東京医科歯科大学名誉教授

新規化学物質の事前審査

○事業者は、新規化学物質の届出を行い、通常の前審査を受けると、その製造・輸入が可能になる。【通常新規】

○製造・輸入量が10t以下の場合は、当該物質が高蓄積性でないことが確認されれば、製造・輸入できる。【低生産量新規】

手続きの種類	条項	手続	届出時に提出すべき有害性データ	その他提出資料	数量上限	数量調整	受付頻度
通常新規	法第3条第1項	届出→判定	分解性・蓄積性・人健康・生態影響	用途・予定数量等	なし	なし	10回/年度
低生産量新規	法第5条第1項	届出→判定 申出→確認	分解性・蓄積性 (人健康・生態影響の有害性データもあれば届出時に提出)	用途・予定数量等	全国排出※ 10t以下(各者10t以下)	あり	届出: 10回/年度 申出: 随時 (継続は1回/年度)

※製造・輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量

高分子フロースキームに基づく通常新規物質及び低生産量物質や、分解度試験のみを実施した通常新規物質も含む。

新規化学物質の判定

○通常新規化学物質について、令和2年度（R3.1まで）は154件を判定。

審議件数	判定件数						特定新規化学物質	
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	人健康	生態
150件	0件	13件	3件	35件	103件	0件	2件	4件

※高分子フリースキームに基づく通常新規物質や、分解度試験のみを実施した通常新規物質も含む。

(注)同一の物質について、複数の事業者から届出がなされ判定するケースがあるため、審議件数と判定件数の合計は一致しない。

- ① 第2条第2項各号のいずれかに該当するもの(第一種特定化学物質)・・・**第1号**
- ② 分解度試験で難分解性であり、濃縮度試験又はPow測定試験で高濃縮性でないとは判断された場合・・・**第2号～第5号**
第2号:人健康毒性 有、生態毒性 無
第3号:人健康毒性 無、生態毒性 有
第4号:人健康毒性 有、生態毒性 有
第5号:人健康毒性 無、生態毒性 無
- ③ 分解度試験で良分解性と判断された場合・・・**第5号**
- ④ 第1号から第4号までに該当するか明らかでないもの・・・**第6号**
- ⑤ 第2号から第4号までのいずれかに該当するものであって、第2条第8項に該当するもの・・・**特定新規化学物質**

○低生産量新規化学物質(全国排出10トン/年以下)について、令和2年度（R3.1まで）は172件を判定。

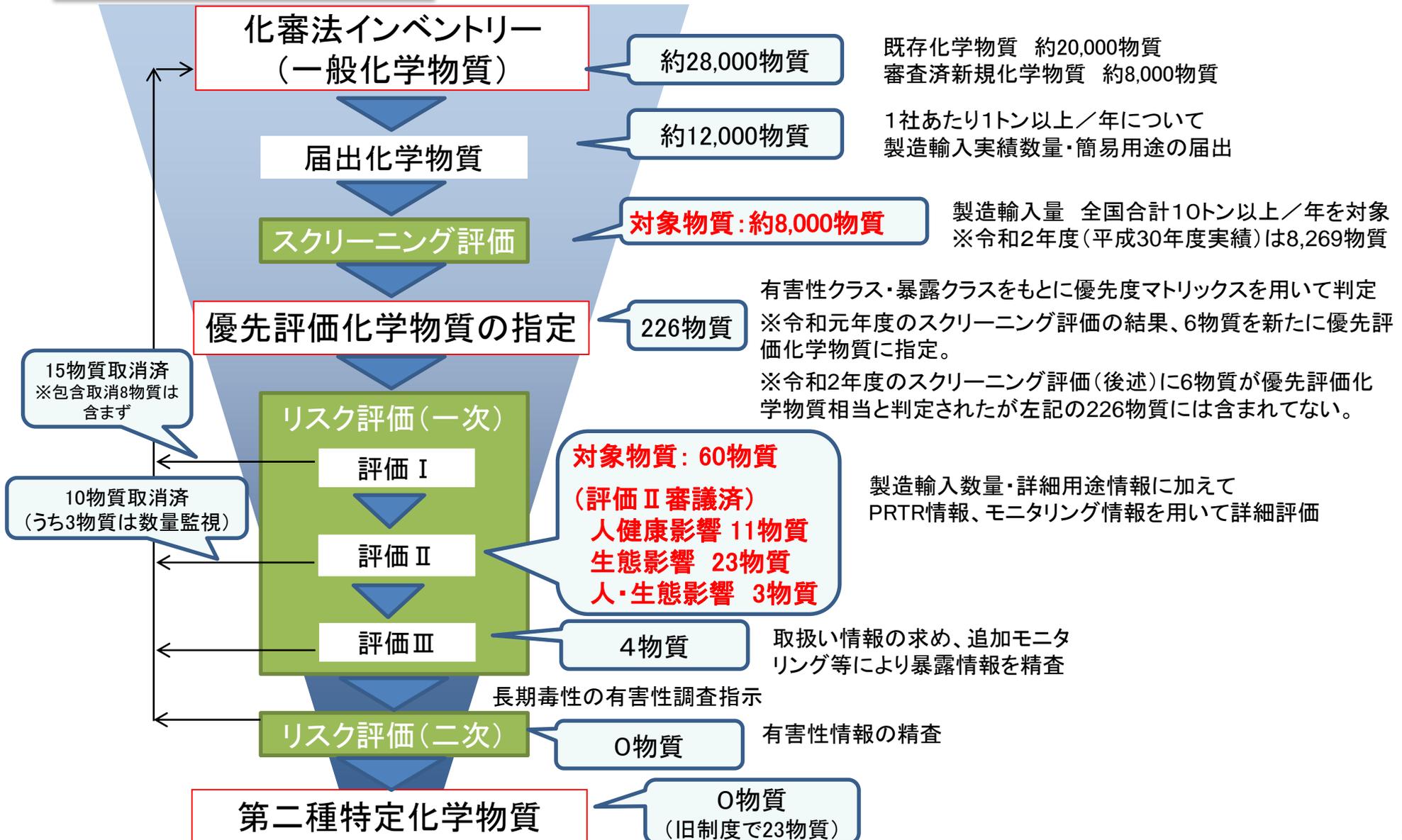
審議件数	判定件数
90件	172件

※高分子フリースキームに基づく低生産量新規物質も含む。

一般化学物質のスクリーニング評価・リスク評価

※令和2年12月時点

段階的なリスク評価



一般化学物質のスクリーニング評価

○それぞれの一般化学物質について、暴露クラス（推計排出量の大きさ）及び有害性クラス（有害性の強さ）を付与し、以下のマトリックスを用いてスクリーニング評価（リスクが十分に小さいとは言えない化学物質の選定）を行う。

【人・健康】

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

【生態】

水生生物の生態毒性試験データ(藻類・甲殻類・魚類)に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

【総推計環境排出量】

・製造・輸入数量等の届出情報
・分解性の判定結果
から推計環境排出量を算出し、
暴露クラスを設定(毎年更新)

暴露クラス	総推計環境排出量
クラス1	10,000トン以上
クラス2	1,000 - 10,000トン
クラス3	100 - 1000トン
クラス4	10 - 100トン
クラス5	1-10トン
クラス外	1トン未満

		有害性クラス					
		強 ←→ 弱				外	
		1	2	3	4		外
暴露クラス	大	1	高	高	高	高	外
		2	高	高	高	中	外
	3	高	高	中	中	外	
	4	高	中	中	低	外	
	小	5	中	中	低	低	外
		外	外	外	外	外	

リスクが十分に低いと判断できない

優先評価化学物質

一般化学物質

優先度「中」「低」は必要に応じてエキスパートジャッジで優先評価化学物質に指定

令和2年度スクリーニング評価の結果

○令和2年11月～12月に、平成30年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量が10t超であった一般化学物質を対象として実施。結果は以下の通り。

優先度「高」物質及び専門家による詳細評価物質一覧

	人健康	生態
優先度「高」物質	1物質	4物質
優先度「中」からの選定物質	0物質	1物質
計	1物質	5物質

資料名称	評価単位		スクリーニング評価結果		
		名称	優先度	暴露クラス	有害性クラス
人健康影響に関する優先度判定	【CAS登録番号】 96-29-7	2-Butanone, oxime	高	3	2
生態影響に関する優先度判定	【CAS登録番号】 2601-33-4	1-Tetradecanaminium, N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, inner salt	高	4	1
	【官報公示整理番号】 2-4053	2-[ジメチル[3-(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド)プロピル]アンモニオ]アセタートを主成分(95%以上)とする、2-[ジメチル[3-(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド)プロピル]アンモニオ]アセタートとN, N-ジメチル-3-(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド)プロピルアミンの混合物	高	4	1
	【官報公示整理番号】 2-3065	ナトリウム=1-メキシ-1-オキソオクタデカン-2-スルホナート又はナトリウム=1-メキシ-1-オキソヘキサデカン-2-スルホナート(4016-24-4, 4062-78-6)	高	3	1
	-	(アルカン(C=10~18)スルホン酸又はアルカン(C=10~18)ジスルホン酸)のナトリウム塩	高	3	2
生態影響に係る優先度「中」区分からの優先評価化学物質選定について	【官報公示整理番号】 4-1977	2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2. 2. 1]ヘプタンとフェノールの1:1反応生成物を主成分(60%以上)とする、2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2. 2. 1]ヘプタンとフェノールの反応生成物(分子量が460以下であるものに限る。)	中	5	1

令和2年度リスク評価の結果等

- 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱは、令和2年度は、令和3年1月までに5物質について、評価及び進捗状況の報告を実施(審議中の物質含む)。
- 令和3年度も引き続きリスク評価を実施。

評価書 審議日	物質名	評価の 観点	評価結果(概要)	今後の 対応
R2.9.7 ~10.20	1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン	人健康	<ul style="list-style-type: none"> ・広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。 ・暴露情報の精緻化を図る。 	評価Ⅱ 継続
	α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)(NPE)	生態	<ul style="list-style-type: none"> ・NPEの変化物であるノニルフェノール(NP)について、環境モニタリングによる実測濃度がPNEC(予測無影響濃度)を超えた地点が多数確認。 ・第二種特定化学物質に相当する可能性がある。 ・発生源について十分な情報の分析ができておらず、措置の必要性を含めさらなる検討が必要。 	評価Ⅲ

○現在審議中の物質

2, 2', 2''-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩(生態影響)

エチレンジアミン四酢酸(生態影響)

アルカノール(C=10~16)(C=11~14のいずれかを含むものに限る。)(生態影響)

ii) 化学物質の環境リスク初期評価(第19次取りまとめ)の結果について

1. 実施内容等

- 化学物質による環境汚染を通じた人の健康や生態系への好ましくない影響の発生の未然防止を目的に、相対的に環境リスクが大きいと想定される物質を抽出(スクリーニング)するための作業として、平成9年度から実施。第19次の取りまとめ結果を化学物質評価専門委員会における審議を経て昨年12月に公表。
- 具体的には、①人の健康に対するリスク(健康リスク)と ②生態系に対するリスク(生態リスク)の観点から、文献情報等を用い、有害性・曝露に関する評価を実施。
- 「■: 詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、関係部局等に評価結果を提供の上、緊密に連携を図り、各主体における取組(詳細なリスク評価の実施等)への活用を要請。

2. 第19次取りまとめ結果(概要)

評価の観点	評価対象	評価結果	
		■: 詳細な評価を行う候補	▲: 更なる関連情報の収集が必要
健康リスク	11物質 ^{注1}	0物質	4物質
生態リスク	15物質 ^{注1、注2}	1物質 (エストロン)	8物質

注1: 環境リスク初期評価(健康リスクと生態リスクの双方)11物質、生態リスク初期評価のみ4物質の評価を実施。(今次までの累計で、環境リスク初期評価297物質、生態リスク初期評価のみ95物質)

注2: 2物質(テトラヒドロメチル無水フタル酸、無水マレイン酸)については、生態リスク初期評価における判定は行わなかった。

評価結果の概要

評価の観点	評価対象	評価結果		
		詳細な評価を行う候補	情報収集に努める必要があると考えられる	現時点では更なる作業の必要性は低い
健康リスク	11物質	【0物質】	【4物質】 <u>吸入曝露(一般環境大気)</u> ・テトラヒドロメチル無水フタル酸* ・無水マレイン酸* <u>経口曝露</u> ・ジエタノールアミン ・2-ナフチルアミン*	【7物質】 ・ <i>o</i> -アニシジン ・2-エチルヘキサン酸 ・テトラエチレンペンタミン ・4-ヒドロキシ安息香酸プロピル ・2-フェニルフェノール* ・ <i>p-tert</i> -ブチル安息香酸 ・2-メトキシ-5-メチルアニリン*
生態リスク	15物質注	【1物質】 ・エストロン	【8物質】 ・ジエタノールアミン ・2-ナフチルアミン* ・4-ヒドロキシ安息香酸プロピル ・2-フェニルフェノール* ・2-メトキシ-5-メチルアニリン* ・(<i>R</i>)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン ・スルファジアジン ・リンコマイシン	【4物質】 ・ <i>o</i> -アニシジン ・2-エチルヘキサン酸 ・テトラエチレンペンタミン ・ <i>p-tert</i> -ブチル安息香酸

注: 2物質(テトラヒドロメチル無水フタル酸、無水マレイン酸)については、生態リスク初期評価において判定を行わなかった。

* 既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、MOEや過剰発生率、PEC/PNEC比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。詳細は評価書本文(年度内に公表予定)を参照。

iii) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

背景・目的

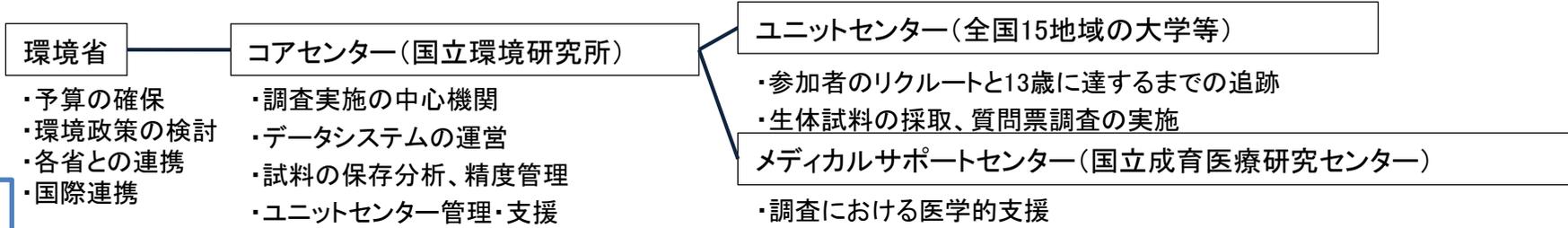
人々を取り巻く社会環境、生活環境は大きく変わってきており、それにともない、環境の汚染や変化が人の健康などに悪影響を及ぼす可能性(=環境リスク)が増大しているのではないかと懸念があり、本事業を通して、特に国内外で大きな関心を集めている、子どもの成長・発達にもたらす影響について明らかにする。

事業概要

子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査として、参加者(親子)の血液や尿、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票による追跡調査を行う。
2019年度より、子どもの成長過程における化学物質曝露を評価するための「学童期検査」を開始するとともに、正しく化学物質リスクをさげ、リスクと上手に向き合う社会を目指すため、「地域の子育て世代との対話事業」を実施。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因が明らかになる。それらを活用した、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価、化学物質の規制強化などリスク管理が推進され、次世代育成に係る健やかな環境が実現される。

イメージ



- ・化学物質等の測定、分析
- ・生体試料の長期保存 等



- ・遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

妊娠初期・中期

- ・インフォームドコンセント
- ・妊婦血液、尿の採取
- ・質問票調査



出産時

- ・母の血液・毛髪、父の血液の採取
- ・出生児の健康状態を確認
- ・ろ紙血(出生児)の採取
- ・臍帯血の採取



1ヶ月時

- ・赤ちゃんの毛髪の採取
- ・母乳の採取

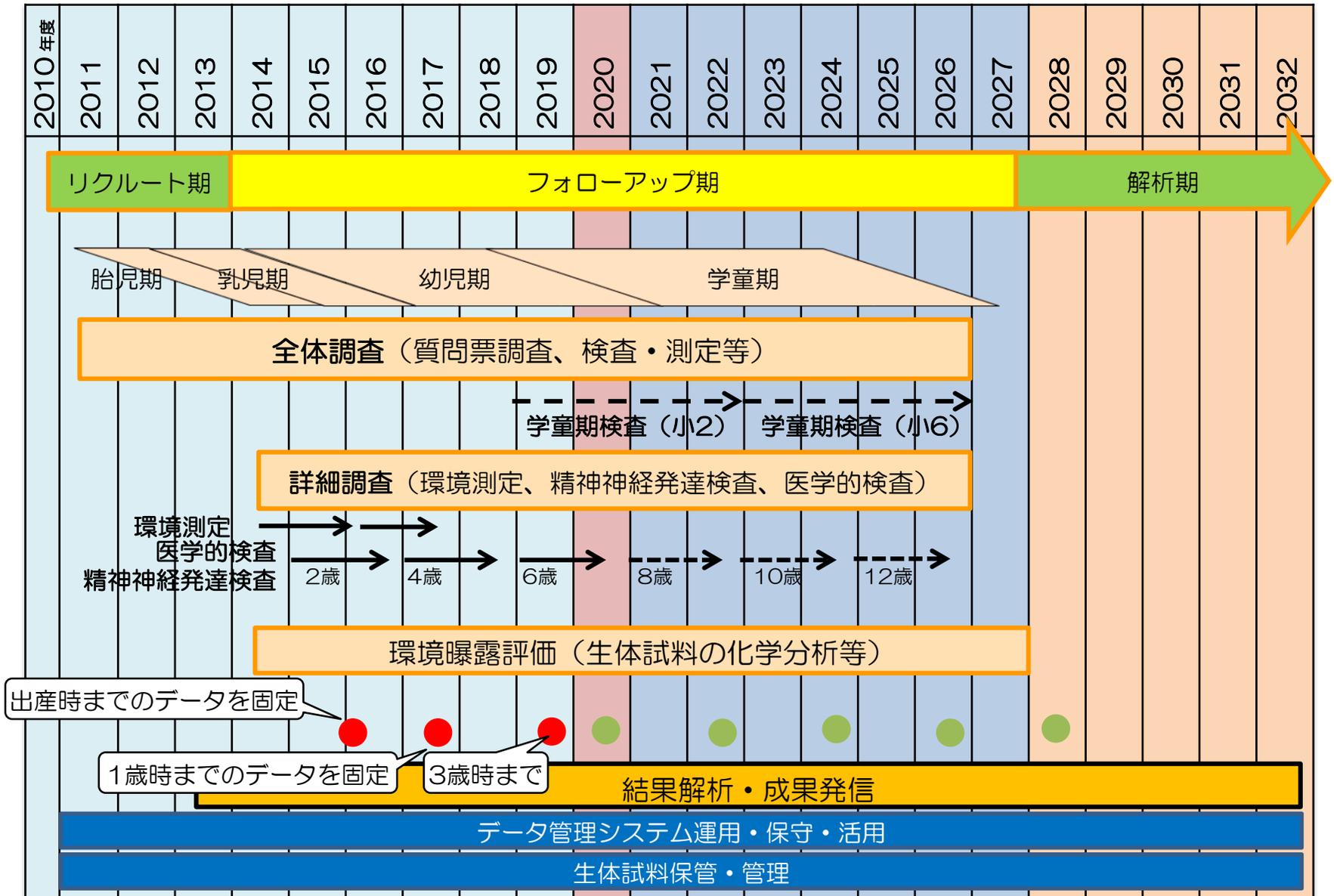


13歳の誕生日まで

- ・質問票調査(半年ごと)
- ・面接調査(数年ごと)
- ・環境試料の採取



エコチル調査ロードマップ



参加率：約95%（令和2年9月時点）



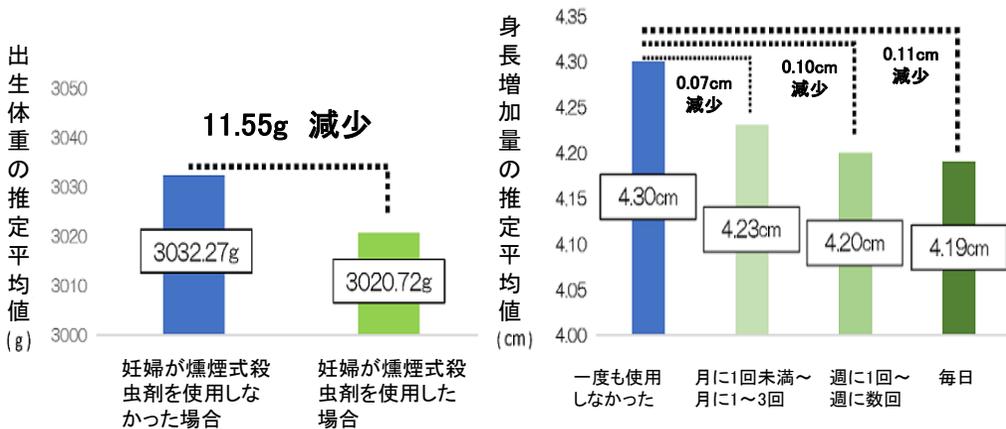
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の進捗状況

- 現参加者率:約95%・94,810人(2020年9月時点)
- 予算額:55億円(令和2年度当初予算)、6億円(令和2年度補正予算(案))
- 生体試料数:約450万検体(血液、尿等)
- 解析状況:妊娠期の母親約10万人分の金属濃度(5元素)等の測定が完了
(有機フッ素化合物(PFAS)等の測定を実施中)
3歳児までの質問票調査等のデータとの関係を解析中
- これまでの成果(例):全国データを用いた論文130編、うち中心仮説に係る論文13編(2020年9月末時点)が
学術雑誌等に掲載
 1. 殺虫剤へのばく露と児の体重・身長発育
妊娠期の殺虫剤・防虫剤の使用は、児の出生体重や身長増加量の減少と関連していた。
 2. 妊娠中の血中鉛濃度と新生児の出生時体格
血中鉛濃度が高くなるにつれて、出生時の体重・身長・頭囲等が減少していたことが示された。
 3. 妊娠中の血中カドミウム濃度と出生時体格
血中カドミウムが高くなるにつれて、女児の出生時の体重等が減少していたことが示された。
 4. 魚介類・n-3系多価不飽和脂肪酸摂取と産後抑うつ
妊娠期の魚介類およびn-3系多価不飽和脂肪酸の摂取は産後6ヶ月での抑うつのリスク低下と関連していた。
- 社会への還元(例)
 - ・第9回エコチル調査シンポジウム(2020年2月15日開催、東京)
 - ・令和元年度エコチル調査国際シンポジウム(2019年11月3日、幕張)
 - ・G7富山環境大臣会合(2016年5月)のコミュニケに「長期的かつ大規模な疫学調査を高く評価」と記載。



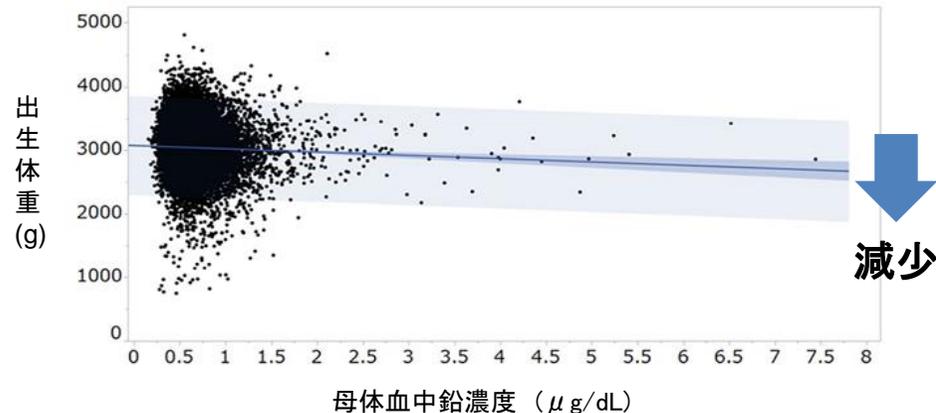
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)これまでの成果(例)

1. 妊娠期の殺虫剤・防虫剤の使用は、児の出生体重や身長増加量の減少と関連していた。



Matsuki et al. Int J Environ Public Health, 17(12):4608, 2020

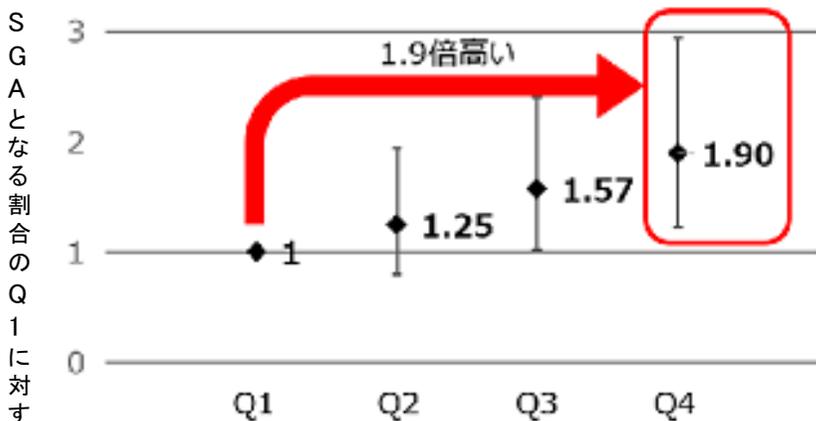
2. 妊婦の血中鉛濃度が高くなるにつれて、出生時の体重・身長・頭囲等が減少していたことが示された。



大部分の妊婦の血中鉛濃度は $1.0\mu\text{g}/\text{dL}$ であり、母体血中鉛濃度が高くなるほど、出生時体重は減少していた。ただし、母体血中鉛濃度が $0.1\mu\text{g}/\text{dL}$ 上昇するごとに、 5.4g (95%CI: $3.4\text{--}7.5\text{g}$) の体重減少であり、その個人的な影響は限定的であった。

Goto et al. International Journal of Epidemiology, dyaa162, 2020

3. 妊婦の血中カドミウム濃度が高くなるにつれて、女兒の出生時の体重等が減少していたことが示された。

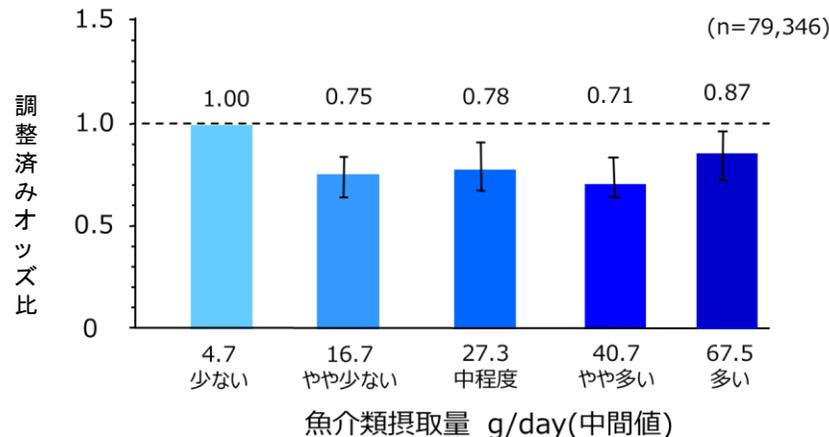


SGA: small-for-gestational-age (新生児の出生体重が、在胎週数に見合う標準的な出生体重に比べて小さい状態)

血中カドミウム濃度が最も低いQ1とより濃度が高いグループとを比較したとき、SGA児が生まれる割合の比を示した図。妊娠後期に採血したグループの女兒では、Q1と比較して最も血中カドミウム濃度が高いQ4で、約1.9倍SGA児が生まれる割合が高かった。

Inadera et al. Environ Res, 191:110007, 2020

4. 妊娠中後期での魚介類摂取量がやや少ない～多い群では、最も少ない群と比べて抑うつリスク低下と関連していた。



下記の14個の因子で補正

年齢、カロリー、出産歴、出産前BMI、教育歴、世帯収入、婚姻状況、アルコール摂取状況、喫煙状況、つわりの有無、身体活動強度、不安障害の既往、うつ病の既往、就労の有無

Hamazaki et al. J Psychiatr Res, 98:9-16, 2018



広報事業

● エコチル調査シンポジウム

子どもの健康と環境に関する全国調査
第9回 **エコチル調査** シンポジウム

■司会
田村 あゆち氏 (フリーアナウンサー)

特別講演
「エコチル調査の夜明け」
佐藤 洋氏 (内閣府食品安全委員会 委員長)

基調講演
「エコチル調査の果実:調査の結果をどう社会に還元するか」
中山 祥嗣氏 (国立環境研究所エコチル調査コアセンター 次長)

パネルディスカッション
「環境中の化学物質と私たち」
■コーディネーター:
山縣 然太郎氏 (エコチル調査甲信ユニットセンター長)
■パネリスト (五十音順):
大矢 幸弘氏 (エコチル調査メディカルサポートセンター長) (予定)
佐藤 洋氏 (内閣府食品安全委員会 委員長)
中山 祥嗣氏 (国立環境研究所エコチル調査コアセンター 次長)
和田 明日香氏 (食育インストラクター)

日時 2020年2月15日(土)
13:30-16:00(13:00開場)

会場 星陵会館 ホール
アクセス
●有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅6番出口より 徒歩3分
●千代田線 国會議事堂前駅 5番出口より 徒歩5分
●有楽町線 湯島五丁目駅5番出口より 徒歩5分
●銀座線・丸の内線 赤坂見附駅11番出口より 徒歩7分

入場 無料 定員 300名 託児 あり

参加をご希望の方は裏面をご覧ください。
※要事前登録

最終お申込締切 2020年2月10日(月) 17:00まで

(※当日の参加人数:158人)

● 親子向け展示物(全国の科学館等での巡回展示)



ケミカルパズル



ケミカルすごろく

対話事業

- (1) 化学物質に関する基本情報等の作成
- (2) 地域対話の実践例の創出
- (3) 好事例集の作成と展開
- (4) エコチル調査ユニットセンター向け研修



グループワーク



研究者と距離の近いコミュニケーション(長浜市)

開催日	場所	主な対象者	主な講師(敬称略); 主なテーマ	参加人数
2019/11/18(月)	天草市	子育て支援者	UC ^{※1} 講師等; アレルギー	11
2019/12/4(水)	つくば市	子育て支援者	国環研講師; エコチル全般	14
2019/12/8(水)	天草市	子育て中の親	UC講師; エコチル全般	70
2019/12/12(木)	新潟市	大学院生	検討会委員講師等; エコチル全般	34
2020/1/14(火)	長浜市	子育て支援者	UC講師; ビタミンD	20
2020/1/16(木)	未来館	一般	未来館講師等; アレルギー	5
2020/1/23(木)	守谷市	子育て支援者	国環研講師等; エコチル全般	16
2020/1/30(木)	未来館	一般	MSC ^{※1} 講師; 低体重	7
2020/2/8(土)	つくば市	一般	MSC講師; アレルギー	9
2020/2/13(木)	国分寺市	子育て支援者	MSC講師; 低体重	4
中止	京都市	参加者	UC講師; リテラシー	-
中止	鳥取市	一般	UC講師等; 子どもの睡眠・養育	-
中止	日光市	一般	検討会委員講師; エコチル全般	-
中止	大阪市	子育て支援者	UC講師等; アレルギー	-
2020/12/16(水)	新潟市 ^{※2}	大学院生	UC講師; ビタミンD	13
2021/1/23(土)	福岡市 ^{※2}	学生・一般	(予定)CC ^{※1} 講師; 出生児体格	-

※1 UC:ユニットセンター MSC:メディカルサポートセンター CC:コアセンター
※2 オンライン開催

iv) 化管法対象化学物質の見直し状況について

- 令和2年8月31日の中央環境審議会答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」を踏まえ、政府部内で調整を進め、改正政令案を作成。
- 令和2年12月4日～令和3年1月4日に、改正政令案に対するパブリックコメント（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見公募）を実施。
パブリックコメントには約3000件の意見が提出されており、現在、その精査（確認やご意見に対する回答作成など）を行っているところ。

参考: これまでの審議経過

令和元年7月1日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和元年7月22日	第42回環境保健部会 ・PRTR対象物質等専門委員会の設置
令和元年12月3日	第1回合同会合 [※] （第1回PRTR対象物質等専門委員会）
令和2年2月19日	第2回合同会合 [※] （第2回PRTR対象物質等専門委員会）
令和2年2月25日 ～3月13日	パブリックコメント（意見募集） ・意見総数 662件（提出者数 541団体・個人）
令和2年4月10日 ～16日	第3回合同会合 [※] （第3回PRTR対象物質等専門委員会） ・専門委員会報告を取りまとめ （書面審議）
令和2年7月31日	第44回環境保健部会 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）（案）」審議

※: 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会と合同開催

v) 令和元年度化学物質環境実態調査の結果について

1. 実施内容等

- 一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、昭和49年度(1974年度)から毎年度実施。令和元年度(2019年度)調査の結果については、化学物質評価専門委員会における審議を経て、昨年12月公表。
- 具体的には、4つの媒体(水質、底質、生物、大気)を対象に、以下の3種の調査を実施;
 - ① 初期環境調査: 環境リスクが懸念される化学物質の一般環境中における存在状況を確認
 - ② 詳細環境調査: 一般環境中における全国的なばく露量を把握
 - ③ モニタリング調査: 化審法の特定化学物質やPOPs条約対象物質等の一般環境中の残留状況を監視・把握
- 調査結果は、「化学物質と環境」(いわゆる「黒本」)として取りまとめ、省内及び関係省庁、地方公共団体等の化学物質対策関連部署において活用。

2. 令和元年度化学物質環境実態調査の概要

- 調査対象物質(群)数は以下の通り。
 - ① 初期環境調査: 22物質(群)・・・結果については別添の別表1参照。
 - ② 詳細環境調査: 7物質(群)・・・結果については別添の別表2参照。
 - ③ モニタリング調査: 14物質(群)・・・いずれの物質(群)も濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向。
詳細については別添の別表3参照。

vi) POPs条約に基づく国内実施計画点検・改定状況について

1. 国内実施計画改定の経緯

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)により、締約国に課せられている義務の一つで、締約国は国内実施計画を作成し、締約国会議に提出するとともに、新たな物質が追加された場合などには定期的に改定することとされている。日本はPOPs 条約を平成14年8月30日に締結し、国内実施計画を作成した後、新たにPOPs 条約対象物質が発効したことなどを受け、平成24年8月及び平成28年10月にそれぞれ国内実施計画を改定。
- 今回、平成29年4-5月の第8回締約国会議において対象物質として追加が決定したデカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン及びヘキサクロロブタジエンの効力が発効したことなどを受け、令和2年11月20日、国内実施計画及び点検結果を改定。

2. 改定及び点検の主なポイント

(1) 改定国内実施計画(令和2年11月)

- POPsに関する諸施策に関して、平成28年10月の国内実施計画改定時以降の状況及び新規追加物質に関する取組についての記載を追加。

(2) 国内実施計画(平成28年10月)の点検結果

- 国内実施計画の策定時以降、講じた措置、各種取組、戦略及び対応について点検し、整理。

vii) 残留性有機汚染物質検討委員会第16回会合(POPRC16)の結果について

1. 背景

- POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約。
- 条約対象物質への追加は、加盟国の31人の専門家から構成される検討委員会(POPRC)において、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経た後、締約国会議(COP)に勧告。

2. 今回の会合での決定内容

- POPRC第16回会合(POPRC16)は、令和3年1月11日～16日、Web開催
- 条約対象物質としての検討

①デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体(提案国:ノルウェー)【主な用途】難燃剤
⇒リスクプロファイル案を審議した結果、重大な悪影響をもたらす恐れがあると結論づけることに合意が得られなかったため、今後更なる情報を収集し、次回のPOPRCにおいて議論を継続することが決定。

②メキシクロル(提案国:欧州連合)【主な用途】殺虫剤
⇒リスクプロファイル案を審議した結果、重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、次回のPOPRCにおいてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定。

③UV-328(提案国:スイス)【主な用途】紫外線吸収剤
⇒提案国から提出された提案書を審議した結果、スクリーニング基準を満たすとの結論に達し、次回のPOPRCに向けてリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定。

3. 今後の予定

POPRC15及びPOPRC16の結果を踏まえた締約国会議(COP10)は、令和3年7月にジュネーブで開催予定。また、次回会合(POPRC17)は、令和3年9月末から10月初めにかけてローマで開催予定。

viii) 化学物質管理に係る最近の国際動向について (SAICM及びポストSAICM)

SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (Strategic Approach to International Chemicals Management)

- ・2020年目標※を達成するために、2006年の第1回国際化学物質管理会議 (ICCM1 : International Conference on Chemicals Management)で採択。
- ・多様な分野・主体(政府・企業・NGO等)による自主的な取組。

※ 2020年目標 : 2020年までに化学物質が人の健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする。

SAICM対象範囲と目的

① 対象範囲

農業用化学物質と工業用化学物質。環境、経済、社会、健康及び労働面を含む化学物質の安全性。

② 5つの目的

リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上及び技術協力、違法な国際取引の防止

ポストSAICM(2020年以降の枠組)に関する議論

ICCM4(2015年)にて、ポストSAICMを検討するためのICCM5(2020年)までの
会期間プロセスに関する決議が採択

- 2020年以降の化学物質及び廃棄物管理の適正管理に係る「勧告(案)」の取りまとめ。⇒ ICCM5に提出され、議論・採択される見込み。
※コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ICCM5は2021年7月に延期
- すべての関係主体に「オープン」なプロセス。(国、国際機関、産業団体等が参加)
- 会期間プロセスは、カナダ及びウルグアイ(第3回会期間会合以前はブラジル)が共同議長を務める。

化学物質管理に関する2021年の主な国際会議のスケジュール

項目	会議名	当初予定	現時点での予定
化学物質管理 (SAICM)	第4回会期間会合 (ルーマニア・ブカレスト)	2020年3月末	3～4月開催予定 (開催形式未定)
	第5回国際化学物質管理会議 (ドイツ・ボン)	2020年10月	2021年7月5日～9日 (対面開催)
水俣条約	第4回締約国会議 (インドネシア・バリ)	2021年11月 1日～5日	予定通り (対面開催)
ストックホルム 条約 (POPs条約)	第10回締約国会議 (スイス・ジュネーブ)	2021年5月頃	2021年7月19日～30 日(開催形式未定)
ストックホルム 条約 (POPs条約)	ストックホルム条約残留性有機 汚染物質検討委員会 第17回会合(POPRC17) (イタリア・ローマ)	2021年9月27日 ～10月1日	予定通り (開催形式未定)